

政令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第五項、第六条の二第三項、第十二条の二第一項及び第十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号口中「第二条の四第八号」を「第二条の四第五号口(1)、第八号」に改め、同号へ中「第二条の四第五号口」を「第二条の四第五号口(5)」に改める。

第二条の四第五号口(6)を同号口(7)とし、同号口(2)から(5)までを同号口(3)から(6)までとし、同号口(1)中「事業活動に伴つて生じたもの及び法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物のうち日常生活に伴つて生じたもの」以下「事業活動等発生物」という。）を「事業活動等発生物」に改め、同号口(1)を同号口(2)とし、同号口(1)として次のように加える。

- (1) 汚泥（事業活動に伴つて生じたもの及び法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物のうち日常生活に伴つて生じたもの（以下「事業活動等発生物」という。）に限る。）のうち、ポリ塩化ビフェニル

が染み込んだもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

第二条の四第五号ロに次のように加える。

- (8) 工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（事業活動等発生物に限る。）のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着したもの

第四条の二第一号ホ及びへ中「感染性一般廃棄物」を「第一条第一号に掲げる廃棄物又は感染性一般廃棄物」に改める。

第六条の五第一項第一号イ中「感染性産業廃棄物」の下に「又は廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物」を加える。

第七条第三号中「汚泥」の下に「ポリ塩化ビフェニル汚染物及び」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。